

公害関係施設の使用を廃止したときに、廃止後 30 日以内に届け出なければならない届出です。(1 基でも使用を廃止した場合に必要です。)

第 3 号様式 (第 16 条、第 30 条、第 40 条関係)

(記載例) 施設使用廃止届出書

高松市長 殿

○年 ○月 ○日

提出する日付を記入します。

届出者

住所 ○○県○○市○○町○○番地

氏名 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

ばい煙発生施設、粉じん発生施設の場合は【第 11 条】、水質特定施設の場合は【第 39 条】、土壌汚染関係施設の場合は【第 54 条第 1 項】に○をします。

施設の使用を廃止したので、香川県生活環境の保全に関する条例第 11 条 (第 22 条、第 34 条及び第 66 条において準用する場合を含む。) (第 39 条・第 54 条第 1 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社○○○○ 高松工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	高松市○○町○○番地	条例施行規則別表の施設名 (及び施設番号) を記入します。	年 月 日
施設の種類	1号 帯のご盤 1基	※ 施設番号	
施設の設置場所	別紙のとおり	工場全体の配置図 (平面図) に位置を記入して添付します。全部廃止の場合は、事業場等の所在地を記入します。	
使用廃止の年月日	○年 ○月 ○日	※ 備考	
使用廃止の理由	老朽化のため。	使用を廃止した日を記入します。	

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

全部廃止、老朽化のため更新など、使用を廃止した理由を記入します。